

平成25年7月24日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

平成25年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 の概要について

農林水産省は、平成25年7月8日（月曜日）に、平成25年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE連絡協議会」）を農林水産省共用第10会議室において開催しました。今回は、①本年2月に開催されたOIEコード委員会の報告書において提示されたOIEコード改正・新設案、②本年5月に開催されたOIE総会において次回コード委員会において再検討することとされた議題について意見交換を行いました。会合における意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

（1）動物疾病管理の一般原則

- OIE コードの新規章として提示された案の内容について、事務局より資料に沿って説明を行いました。この新規章は、各国が動物疾病管理プログラムを策定する際に考慮すべき要素を明確化するもので、OIE 科学委員会及び疫学アドホックグループにおいて既にその内容が検討され、ガイドラインとして策定されています。今般、同ガイドラインの内容をコードの新規章として定めるにあたって、昨年8月のOIE 科学委員会で案を確認の後、本年2月のコード委員会に諮られました。
- 案では、疾病管理プログラムを策定する目的として、「撲滅が経済的又は現実的に実現不可能な場合もあり、疾病影響の持続的な軽減を選択することが必要な場合もある」ことが挙げられています。
これに対し、メンバーから、疾病には、「人獣共通感染症」も含まれるため、ヒトへのリスクの低減も目的であることを明文化した方がよいとの意見がありました。また、経済性を先に記載するのではなく、「現実的に又は経済的に」とした方がよいとの意見もありました。
これらに対し、事務局より、意見を踏まえて我が国のコメントを作っていくと回答しました。
- また、案では、疾病管理プログラムの計画における考慮事項の一つとして「最終製品への価値の付加」が挙げられており、これについて、メンバ

一から、農場 HACCP などの活動によく取り組んでいる生産者をどのように評価するかという視点も必要との意見がありました。

(2) 口蹄疫

- 事務局より、改正案のポイントとなる、①口蹄疫の定義の明確化（対象動物の限定）、②動物園動物等への緊急ワクチン接種に関する規定の追加、③ワクチン接種コンパートメントの設定に関する規定の追加及び④封じ込め地域の要件の一部変更（野生動物の同定の必要性を除外）の4点について説明を行いました。

- ①口蹄疫の定義の明確化(対象動物の限定)に関しては、「ラクダ科の中で、フタコブラクダだけが、疫学的に重要」であり、「南アメリカのラクダ科動物及びヒトコブラクダは疫学的に重要とはみなされない」ため、対象動物から除外するとの案が示されています。

これについて、メンバーから、OIE コードにおいて対象動物が限定された場合、我が国が行う輸出入検査の対象もコードに従って限定されるのかとの質問がありました。

これに対し、事務局より、コードで限定されたことにより自動的に輸出入検査の対象外となるわけではなく、基本的には現状の取組みを継続し、それぞれの動物のリスクに応じて対応すると回答しました。

- ②動物園動物等への緊急ワクチン接種に関する規定の追加については、メンバーから、希少動物についてワクチン接種できる体制を整えるのは是非必要との意見がありました。また、別のメンバーから、愛玩動物として飼育されている動物のワクチン接種による保全を考慮する必要はないのか、愛玩動物として飼育されている動物がワクチン接種により保全されないと、愛玩動物が発症しても処分を免れようとして発生を隠蔽するリスクがあるとの意見もありましたが、これに対し、他のメンバーから、特例を作ることにより防疫措置が妨げられるおそれがあるとの意見が示されました。

- ③ワクチン接種コンパートメントの設定については、メンバーから、理論的には可能ではあるが、実際に清浄性を証明するのは困難ではないかとの意見がありました。具体的には、豚では出生する全ての豚へのワクチン接種を適切に管理することの難しさや、牛や水牛といった反芻動物ではウイルスを保持したまま外部からの検出ができなくなるキャリア化の懸念があり、キャリアの最長の期間は、牛で2.5年、水牛で5年、山羊・羊で9ヶ月になる場合があること、同一飼育者が管理する別々の施設のバイオセキュリティ確保の難しさが指摘されました。

- ④封じ込め地域については、メンバーから、厳しい要件にして、きちんと管理できるようにした上で、日本でも適用できるようにすることが、今後、牛肉を安定的に輸出していくにあたって必要との意見がありました。これに対し、事務局より、今後、輸出国の観点からも改正案を検討し、コメントしていくと回答しました。

このほか、封じ込め地域内には、緊急対策として感染家畜の埋却処理のための土地の確保も必要であるとの意見がありました。

また、清浄国の中の一地域を封じ込め地域として恒常的な汚染状態を認める意義は何かとの質問がメンバーからありました。これに対し、事務局より、コンパートメントも封じ込め地域も清浄化を目指す中の一過程との位置づけであると回答しました。

さらに、封じ込め地域については、今般の改正案で、地域内の野生動物を個別に特定（同定）して管理する必要はないとされていることから、メンバーから、野生動物の出入りを自由にすべきでないとの意見もありました。これに対し、事務局より、封じ込め地域を設定するにあたっては、物理的及び地理的障壁を考慮することとなっており、これにより野生動物の出入りは制限されること及び今般の改正案では地域内の全ての野生動物の同定が現実的には不可能であることから、同定の対象を地域内の感受性家畜及び拘束された野生動物とする案であることを説明しました。

(3) 水胞性口炎及び豚水泡病の OIE リスト疾病からの除外

- 事務局より、当該議題は本年 5 月の OIE 総会からの持ち越し議題であり、除外に反対する国は次回の OIE コード委員会までにリスト疾病の判断基準に沿った科学的根拠を示すこととされている旨説明を行いました。
- 日本が本年 2 月の OIE コード委員会に向けて提出したコメントでは、判断基準の用語の定義が不明確であること、改正案を取りまとめたアドホックグループの専門家に地域的偏りがありアジア等清浄地域の意見が議論に反映されていないこと、及び口蹄疫との類症鑑別上重要であることを反対理由としていましたが、これらのコメントはリスト疾病の判断基準に沿っていないとして受け入れられませんでした。このため、本年 5 月の OIE 総会においては、これらの疾病が重篤な症状を示すこともある点を指摘し、リスト疾病の判断基準に合致するものと主張しました。日本の意見は中国、南米各国に支持されましたが、EU 及びアフリカ諸国はこれに反対し、リスト疾病から除外すべきと主張したため、次回の OIE コード委員会において再検討することとされています。

- 次回の OIE コード委員会に向け、日本からは、リスト疾病の判断基準の用語の明確化について引き続き意見を提出するとともに、これらの疾病に重篤な症状や高い罹患率を示す株もあることを科学論文とともに示す方針である旨、事務局より対応案を説明し、これに対して、特段、意見はありませんでした。

(4) その他

- 口蹄疫に関し、メンバーから、韓国ではどのようなワクチンをどのように接種しているのか、どのようにサーベイランスをしているのか質問がありました。これに対し、他のメンバーから、韓国では 0, A, Asia1 の 3 種の混合ワクチンを使用していること、0 型については有効性が確認されているが、A 型については、有効性が不明であること、A 型は中国で発生している株と同じであるが、中国内では発生が続いており、中国内で使用されているワクチンについてその有効性に関する情報が不明であること、Asia1 はここしばらく東アジア地域では発生のない型であることといった情報提供がありました。
- また、別のメンバーから、口蹄疫について、予防は絶対必要であるが、それに加えて、生産者や消費者、国民全体への平時の啓発や教育が必要であるとの意見がありました。

(以上)